

君津市内認可保育施設等の災害時における臨時休園等のガイドライン

令和7年12月策定
君津市健康こども部保育課

1 目的

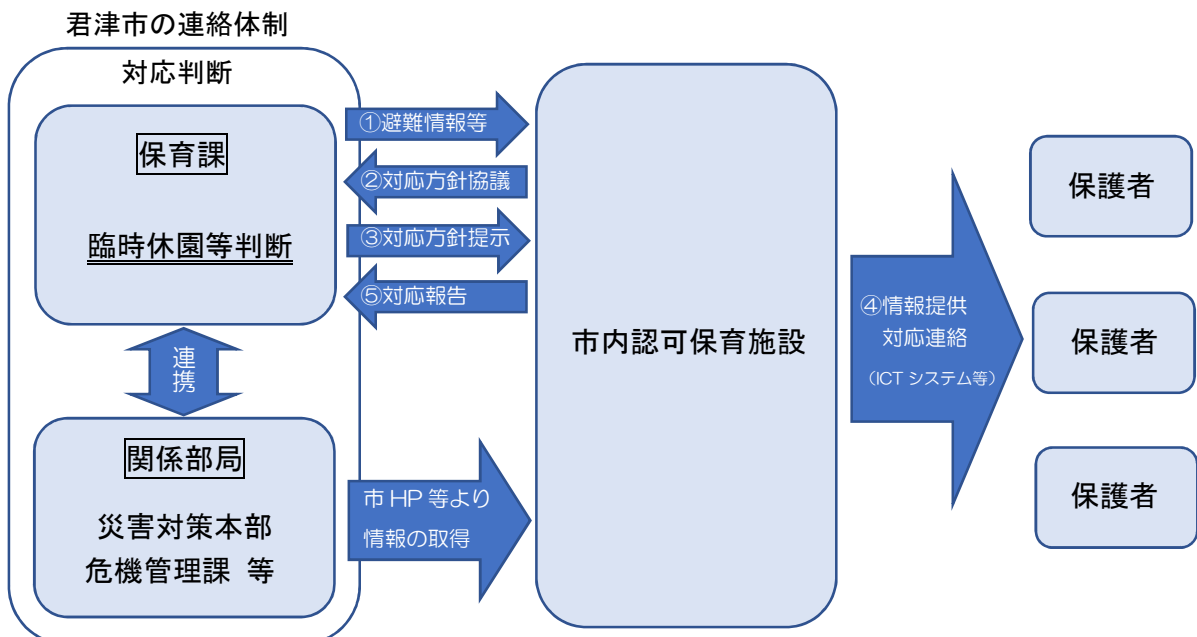
台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下、「災害時」という。）により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、園児、保護者、保育従事者等の安全を守るため、君津市内の認可保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）（以下、「保育園等」という。）における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定する。

2 臨時休園の基準・対応

災害時における臨時休園の基準及び対応について、下記のとおり定める。ただし、震度5弱以上の地震に伴う対応については、各施設の状況によることから本ガイドラインに基づき、保育園等から市に連絡した上で、保育園等の判断で臨時休園するものとする。

（連絡の流れ）

- ① 市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された地区の保育園等の臨時休園を判断し、保育園等へ連絡する。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合、保育園等は市のホームページ等において避難情報を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市へ連絡する。
- ② 市は、臨時休園をホームページに掲載する。
- ③ 保育園等は、保護者へ臨時休園を保育 ICT システム等で連絡する。



《風水害等に伴う臨時休園の基準・対応》

警戒レベル (市の避難情報等)	気象庁の警報	保育施設の 対応	保護者の対応	
			開園前	開園中
警戒レベル5 (緊急安全確保)	大雨特別警報	臨時休園	登園を見合わせてもらう。	保護者に速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 (避難指示)	※土砂災害警戒情報等	臨時休園 (発令対象地域に所在する施設)	登園を見合わせてもらう。	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	※大雨警報 ※洪水警報	登園自粛要請 (発令対象地域に所在する施設)	できる限り登園を見合わせてもらう。	保護者のお迎えや園児の引き渡しが危険な状況の場合には、安全な状況を確認してから対応する。

- ① 大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル5と同様の取扱いとする。
- ② 気象庁が、※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園等にならない。
- ③ 「浸水予想区域」及び「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に所在している園において、何らかの懸念がある場合には、市に相談し、個別の対応を検討することもある。

《地震に伴う臨時休園の基準・対応》

警戒レベル	保育施設の対応		保護者の対応
震度5弱以上の地震	開 園 前	臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開する。 ・施設及び周辺の被害状況を確認する。 ・市へ報告する。 ・保護者へ連絡する	安全に保育が可能と判断されるまでは登園を見合わせてもらう。
	開 園 中	園児降園後に臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開する。 ・施設及び周辺の被害状況を確認する。 ・市へ報告する。 ・安全な場所に園児を誘導する。	安全な保育が困難と判断される場合には、保護者に速やかなお迎えを依頼する。 保護者のお迎えや園児の引き渡しが危険な状況の場合には、安全な状況を確認してから対応する。

3 保育園等の再開の基準・対応

避難情報の解除後、または災害発生後に、次の事項等を確認しながら安全に配慮し、保育園等を再開する。

(確認事項)

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

(連絡の流れ)

- ① 市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、保育園等に施設の再開を連絡する。ただし、災害の状況によって、市からの避難情報解除の連絡が間に合わない場合、保育園等は、本ガイドラインに基づき施設を再開する。
- ② 保育園等は、上記確認事項を確認し、安全に保育できる状況を確認した上で、保育園等を再開し、再開の旨を市に報告する。
- ③ 保育園等は、保護者へ保育園等の再開を保育 ICT システム等で連絡する。

4 代替保育

市は、医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する者など保育が必要な方の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努める。

5 保護者への事前周知

本ガイドラインによる臨時休園及び再開の基準・対応については、市ホームページに公表するとともに、保育園等において入園説明会等に保護者に周知し、理解を得るものとする。

6 その他

本ガイドラインは、今後の災害発生状況を注視し、随時修正・更新していくものとする。また、保育園等においては、各種法令や指針等に基づき、災害時に備え、施設・設備の安全を確保するとともに、定期的に業務継続計画の見直しをし、避難訓練の実施、保護者や関係機関との連絡体制や、引き渡し方法等に関する確認等に努める。